

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、志度港港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成24年7月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 日時 平成24年7月19日（木曜日）午後2時から
- 2 場所 さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所 2階会議室
- 3 指定しようとする地域

(1) 指定地域の範囲

地区名	区 域
塩屋	基点第1号から176度07分40秒に引いた線、基点第1号から基点第20号までを順次結んだ線及び基点第20号から341度04分03秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

(2) 基点の位置

第1号	四等三角点志度（北緯34度19分00.0391秒、東経134度10分32.6036秒）から13度15分49秒、1,132.99メートル、さぬき市志度字玉浦5418番3地先の表示杭
第2号	基点第1号から86度07分44秒、10.89メートル、さぬき市志度字玉浦5389番5地先の表示杭
第3号	基点第2号から355度51分33秒、4.87メートル、さぬき市志度字玉浦5389番5地先の表示杭
第4号	基点第3号から86度13分54秒、105.96メートル、さぬき市志度字玉浦5389番3地先の表示杭
第5号	基点第4号から356度00分01秒、48.59メートル、さぬき市志度字玉浦5389番3地先の表示杭
第6号	基点第5号から86度00分25秒、28.32メートル、さぬき市志度字玉浦5389番6地先の表示杭
第7号	基点第6号から176度19分47秒、48.22メートル、さぬき市志度字玉浦5389番6地先の表示杭
第8号	基点第7号から86度44分41秒、0.76メートル、さぬき市志度字玉浦5394番2地先の表示杭
第9号	基点第8号から176度14分01秒、27.34メートル、さぬき市志度字玉浦5394番地先の表示杭
第10号	基点第9号から86度01分16秒、83.07メートル、さぬき市志度字玉浦5390番地の表示杭
第11号	基点第10号から171度43分20秒、54.07メートル、さぬき市志度字玉浦5390番地の表示杭
第12号	基点第11号から153度33分53秒、22.70メートル、さぬき市志度字玉浦5390番地先の表示杭
第13号	基点第12号から244度49分40秒、24.18メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭
第14号	基点第13号から245度21分07秒、13.53メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の

第15号	表示杭 基点第14号から243度21分08秒、14.23メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭
第16号	基点第15号から241度19分31秒、13.04メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭
第17号	基点第16号から239度49分52秒、8.63メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭
第18号	基点第17号から238度19分32秒、8.09メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭
第19号	基点第18号から237度18分37秒、9.96メートル、さぬき市志度字玉浦5391番の表示杭
第20号	基点第19号から234度34分57秒、19.99メートル、さぬき市志度字玉浦5401番地先の表示杭